

プロポーザル説明書

山梨県立文学館講堂改修工事設計業務に係る手続開始の公告に基づく公募型プロポーザル方式による手続きについては、この説明書によるものとする。

1 業務の概要

(1) 業務名

山梨県立文学館講堂改修工事設計業務

(2) 業務内容

文学館講堂の吊り天井改修の基本設計及び実施設計（天井耐震改修（特定天井））

- ① 改修内容検討
- ② 設計（基本設計・実施設計等）

(3) 施設概要

- ① 所在地：山梨県甲府市貢川一丁目5-35
- ② 開館日：平成元年11月3日
- ③ 建築面積：3,257.86㎡
- ④ 延べ面積：6,168.19㎡
- ⑤ 建物規模：鉄筋コンクリート造、地下1階、地上2階（一部3階）
- ⑥ 講堂の概要
 - ・ 座席数 509席
 - ・ 客席面積 483.92㎡
 - ・ 舞台面積 117.04㎡

(4) 履行期間

契約締結の日の翌日から令和3年1月

2 参加者の資格

(1) 参加者は、次に掲げる要件を全て満たす法人又は団体とする。

- ① 参加者は、単体企業であること。
- ② 参加者は、山梨県が設計業の入札参加資格を認定した者であること。
- ③ 参加者は、建築士法第23条の3第1項の規定により一級建築士事務所登録簿に登載された者であること。
- ④ 参加者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ⑤ 参加者は、公告日現在、「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止措置の期間中でないこと。
- ⑥ 参加者は、公告日現在、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始若しくは更生手続開始の申立がなされていないこと、又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立がなされていないこと。
- ⑦ 参加者は、平成22年4月以降に、国又は地方公共団体において、ホール（舞台含む）、講堂等の面積が300㎡以上の天井に係る設計業務を請け負った実績を有すること。なお、企業体の構

成員として行った業務については、出資比率20%以上の業務に限る。また、設計実績は新築及び増改築若しくは改修とし、公告日現在、業務が完了・引渡し済みのものに限る。

(2) 参加できない者

- ① 参加資格がない者
- ② 審査委員（8 審査で後述する選定委員会委員をいう。以下同じ）
- ③ 審査委員が自ら主宰し又は役員若しくは顧問として関係する営利法人その他の営利組織及び当該組織に所属する者
- ④ 複数の組合員からなる組合等が参加した場合、その組合等の組合員

3 業務実施上の条件

- (1) 管理技術者は、一級建築士であること。
- (2) 管理技術者及び建築担当主任技術者は、参加申込書提出企業に所属していること。
- (3) 管理技術者及び各担当主任技術者は、それぞれ1名とすること。
- (4) 管理技術者は、担当主任技術者を兼任していないこと。また、各担当主任技術者は、他の分野の担当主任技術者を兼任していないこと。
- (5) 本件業務を再委託しないこと。

※「管理技術者」とは、設計業務全般を総括する責任者をいう。

「主任技術者」とは、「管理技術者」のもとで、建築・構造・電気設備・機械設備の各業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

4 手続等

(1) 担当課・担当

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6-1
山梨県観光文化部文化振興・文化財課文化企画・施設担当
電話：055-223-1790 FAX：055-223-1793
URL：https://www.pref.yamanashi.jp/bunka/kaishu_sekkeigyomu.html
電子メール：bunka@pref.yamanashi.lg.jp

(2) 関係資料の入手方法

上記(1)のホームページからダウンロードすること。

(3) スケジュール

- | | |
|-------------|----------------------------------|
| ① 公告日 | 令和2年4月24日（金） |
| ② 質問受付期間 | 令和2年4月24日（金）から
令和2年5月 1日（金）まで |
| ③ 参加申込書提出期間 | 令和2年5月 7日（木）から
令和2年5月13日（水）まで |
| ④ 質問回答期限 | 令和2年5月11日（月） |
| ⑤ 参加資格審査結果 | 令和2年5月14日（木）以降 |
| ⑥ 技術提案書提出期間 | 令和2年5月20日（水）から
令和2年5月26日（火）まで |
| ⑦ 選定結果通知 | 令和2年6月上旬頃を予定 |

5 質問

本プロポーザルに関する質問は、質問書（様式1）により提出すること。ただし、質問は原則として、1参加者1回とし、再質問は受け付けないので、質問内容は具体的かつ明確に記入すること。なお、電話による質問は受け付けない。

(1) 受付期間

令和2年4月24日（金）から5月1日（金）午後5時までとする。

(2) 提出方法

質問書（様式1）に記入のうえ、電子メールの添付ファイルとして4（1）のメールアドレスあてに送信すること。なお、メール送信後は様式第1号記載の連絡先に電話で受信確認をすること。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和2年5月11日（月）午後5時（予定）に4（1）のホームページで公表する。

6 参加申込書の提出

本プロポーザルに応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとする。提出期限までに参加申込書を提出しない場合は、技術提案書を提出することができない。

(1) 提出書類

① 参加申込書（様式2）

記名押印のうえ、提出すること。

② 誓約書（様式3）

一級建築士事務所登録を証する書類を添付し、記名押印のうえ提出すること。

③ 業務実績（様式4）

(a) 平成22年4月以降に国又は地方公共団体から受注した、ホール（舞台含む）、講堂等の面積が300㎡以上の天井に係る設計業務の実績を記入すること。ただし、誓約書（様式3）の6に記入した実績以外で、単独又は企業体で元請けとして請け負った実績とし、公告日現在、設計業務が完了・引渡し済のものに限る。

(b) 受注形態の欄は、該当する受注形態（単独、企業体）を丸で囲むこと。ただし、企業体の場合は出資比率20%以上の業務に限る。

(c) 施設の概要の欄には、設計した対象天井部分の室名及び床面積を記入すること。

(d) 工事種別の欄は、該当する工事種別（新築、増改築、改修）を丸で囲むこと。

(e) 業務実績を証明する資料として、契約書の写し等（業務名、発注者、受注形態、履行期間、用途、構造、面積等記入内容が確認できるもの）を添付すること。

④ 受賞実績（様式5）

参加者が、平成22年4月以降に官公庁（国、地方公共団体）及び官公庁が構成員になっている協議会等から優良設計者の表彰あるいは建築コンクールの入賞等を受けた実績を記入すること。また、受賞した実績は新築及び増改築若しくは改修とし、公告日現在、施設が完了・引渡し済みのものに限る。

⑤ 配置予定技術者の資格及び業務実績（様式6、6-1）

(a) 本業務に配置する予定の管理技術者及び各担当主任技術者について記入すること。

(b) 資格は、該当する資格名を丸で囲み、それ以外であれば、その他（ ）内に資格名を記入すること。なお、管理技術者については、（ ）内に資格登録番号を、また公告日現在の一級建築士免許証の保有年数を記入すること（1年未満は切り捨て）。さらに、登録番号と取得日を確認することができる一級建築士免許証の写し等を添付すること。確認できない場合は、資格として認めない。

(c) 各担当主任技術者は、免許証又は登録証の写し等を添付すること。

(d) 構造、電気設備、機械設備担当の主任技術者に配置予定の者には、業務協力を求める他の設計事務所等（以下、「協力事務所」という。）の技術者を配置することができる。

協力事務所の技術者を配置する場合、「所属」欄に協力事務所名を記載した上で別紙「協力事務所の名称等」に必要事項を記載の上添付すること。

(e) 業務実績は、平成22年4月以降に携わったホール（舞台含む）、講堂等の面積が300㎡以上の天井に係る設計業務について記入すること。ただし、単独又は企業体で元請けとして請け負った実績とし、公告日現在、設計業務が完了・引渡し済みのものに限る。

(f) 設計した対象天井部分の室名及び床面積を記入すること。

(g) 工事種別の欄は、該当する工事種別（新築、増改築、改修）を丸で囲むこと。

(h) 立場は、その業務で携わった担当の立場をいい、管理技術者（管理）、〇〇担当主任技術者（〇〇主任）、〇〇担当技術者（〇〇担当）の別を記入すること。

(i) 業務実績を証明する資料として、契約書の写し等（業務名、発注者、履行期間、構造及び面積等記入内容が確認できるもの）及び携わった立場が確認できる書類の写し（管理技術者及び建築担当技術者届出書等）を添付すること。

（2）参加申込書の提出期間及び提出場所

① 提出期間

令和2年5月7日（木）から令和2年5月13日（水）までの「山梨県の休日定める条例」（平成元年山梨県条例第6号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時から午後5時までとする。

② 提出場所

4（1）に同じ。

（3）提出方法

① 様式及び添付資料はすべてA4版（A3版はA4版折）とする。

② 様式順にまとめ、左上部をクリップ止めのうえ、6部を郵送（期限までに必着のうえ、書留郵便に限る）により提出する。なお、押印は1部のみ、残り5部はコピー可とする。

（4）参加資格要件の審査

参加申込書等により審査する。

（5）参加資格審査結果の通知

参加資格審査結果は、令和2年5月14日（木）以降、全ての参加申込者に対して郵便により通知する。

（6）その他の留意事項

① 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

② 次のいずれか一つに該当する場合、無効となる場合がある。

- ・ 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの

- ・ 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
 - ・ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ③ 業務実績等の証明書類の内容確認の結果、記入内容どおりと認められない場合又は確認ができない場合は、その部分の記載を修正又は削除して審査する。

7 技術提案書の提出

参加資格審査の通過により技術提案書を提出する者は、次に掲げる事項に留意の上、技術提案書を提出するものとする。

(1) 提出書類

① 技術提案書(様式7)

記名押印のうえ、提出すること。

② 添付資料(様式は任意)

以下の課題について提案する内容を技術提案資料として添付すること。

課題1：施工方法に関する項目

- ・ 提案工法の妥当性(安全性・耐久性・維持管理等)について
- ・ 音響性能への配慮について

課題2：工期に関する項目

- ・ 全体工事期間及び工期短縮への配慮について
- ・ 各工種工程の整合性(改修手順等)について

課題3：その他の項目

- ・ 提案工法の意匠性について
- ・ 改修費用及び維持管理費用の低コスト化について

(a) 提案は、文章での表現を原則とし、基本的考え方を簡潔に記述すること。

(b) 視覚的表現については、文章を補完するために必要最小限の写真、イラスト、イメージ図は使用してよい。

(c) 具体的な設計図、模型、透視図等を用いないこと。

(d) 文字等のフォントサイズは10.5ポイント以上とし、課題に対する提案はA3サイズ用の紙に全部で5枚以内とすること(片面使用、様式は任意)。

(e) 提出者を特定することができる内容の記述(具体的な社名等)を記載しないこと。

(2) 技術提案書の提出期間及び提出場所

① 提出期間

令和2年5月20日(水)から令和2年5月26日(火)までの県の休日を除く毎日、午前9時から午後5時までとする。

② 提出場所

4(1)に同じ。

(3) 提出方法

① 様式7はA4版とし、添付資料はA3版とする。なお、A3版はA4版折りにして提出すること。

② 左上部をクリップ止めのうえ、10部を郵送(期限までに必着のうえ、書留郵便に限る)により提出する。なお、押印は1部のみ、残り9部はコピー可とする。

(4) その他の留意事項

- ① 要求した内容以外の書類、図面等については受理しない。
- ② 次のいずれか一つに該当する場合、無効となる場合がある。
 - ・ 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
 - ・ 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
 - ・ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
 - ・ 様式に定められた場所を除き、提案者が判別できる表記をしたもの

8 審査

(1) 参加資格審査

参加申込書を次により審査する。

- ① 企業の技術力
- ② 配置予定技術者の状況

(2) 技術提案審査

技術提案書を次により審査する。審査は、山梨県立文学館講堂改修工事設計者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が実施する。なお、選定委員会の会議は非公開とする。

- ① 課題に対する提案の的確性及び実現性

(3) 審査基準

別紙「審査基準」のとおりとする。

(4) 設計者の選定方法

参加資格審査の評価点と技術提案審査の評価点の合計点が最も高い者を設計者として選定する。

9 審査結果の発表

(1) 審査結果の通知及び公表

選定された者に対しては選定された旨を、選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨とその理由を書面により通知する。また、審査結果を4（1）のホームページに掲載する。

(2) 非選定理由に関する事項

上記（1）で選定されなかった旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日以内（県の休日は含まない。）に、書面の郵送（期限内必着）により、非選定理由についての説明を求めることができる（様式自由）。なお、回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内（県の休日は含まない。）に書面にて行うものとする。

(3) 非選定理由の説明請求の受付場所及び受付時間

- ① 受付場所：4（1）に同じ。
- ② 受付時間：午前9時から午後5時まで。

10 契約

(1) 選定委員会の評価を基に、最も優れた提案を行った者を随意契約の交渉相手とする。ただし、最も優れた提案を行った者に事故等があり、契約締結が不可能となった場合は、次点の者を交渉相手とする。

(2) 設計業務委託料の額は、選定された者に別途見積書の提出を求め、予算の範囲内で決定する。（予

算額は、30,139千円（消費税等相当額含む。))

1.1 失格

次のいずれか一つに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (2) 審査委員に対する働きかけがあったと発注者が判断した場合

1.2 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨：日本語及び円
- (2) 契約保証金は免除する。
- (3) 契約書作成の要否：要（山梨県建築設計業務委託契約書を用いる。）
- (4) 参加申込書及び技術提案書の作成及び提出、その他本プロポーザルの参加に要した経費は参加者の負担とする。
- (5) 参加申込書及び技術提案書の取り扱い
 - ① 提出された技術提案書に係る著作権は、元来第三者に帰属するものを除き、それぞれの提案者に帰属するものとする。
 - ② 公正性、透明性、客観性を期すため公表することがある。この場合、提案者名を明示する。
 - ③ 設計者の選定作業及び技術提案書の評価以外に提出者に無断で使用しないものとする。
 - ④ 選定作業を行う必要な範囲において複製を作成することがある。
 - ⑤ 提出期限以降における差し替え及び再提出は認めない。
 - ⑥ 記載した配置予定の技術者は、変更できない。ただし、病休、死亡、または退職等特別な理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者である旨を発注者が了解した場合に限り、可能とする。
 - ⑦ 提出された参加申込書及び技術提案書は返却しない。
- (6) 参加申込書及び技術提案書の提出は、1参加者について1案とする。